

行政常任委員会

令和4年5月18日（水）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、先般の予定したみんなの森の視察の件なんですけれども、あいにくの雨で誠に残念でございましたけれども、課のほうに問い合わせますと、もし視察の要望があれば、事前に連絡をしていただければ案内するとのことですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、本日午前10時からJアラートの試験放送があるということでございますので、10時半から5分程度休憩と、それと本番の11時から30秒ほど委員会を中断する運びとなっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、本日1名の傍聴の要請がありますので、傍聴させてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、傍聴者の入室を求めます。

それと、テレビ局のほうもテレビの放映が入っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、早速ですけれども、本日の議題、尾鷲市空家等対策計画の改訂及び空家等対策スケジュール等について、執行部のほうから説明を求めたいと思いますが、まず、今日は市長の出席は要請をしておりますけれども、待機はしておりますので、もし市長にお聞きしたい点があれば、即座に入室を、委員会へ参加していただく運びとなっておりますので、これも御理解を賜りたいと思います。

それでは、市民サービス課長より説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 委員の皆様、おはようございます。市民サービス課です。

本日は、尾鷲市空家対策事業計画及び尾鷲市空家等対策計画の改訂について御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですけれども、まず初めに、尾鷲市空家等対策計画の改訂及び空家等対策スケジュールの説明の前に、これまでの本市の空き家対策の事業経緯について、簡単に御説明申し上げます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

全国的に適切に管理が行われない空き家等が増加し、生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、財産等を保護し、生活環境を保全するための対応が必要となったことを背景に、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に施行されました。

空家特措法の施行を受けて、本市におきましても、空き家等が放置され、管理不全な状態にならないよう所有者等の責務と市の対策を規定し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的として、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例を制定しております。

また、空き家等の適正な管理に関し、必要な事項を審議するため、令和2年5月に第三者機関である尾鷲市空家等審議会を設置しております。令和3年の2月には、尾鷲市空家等対策計画を空家等審議会に御承認いただき、策定に至っております。

また、後ほど調査結果等の詳細につきまして御説明申し上げますが、本市の空き家等の実態を把握するため、令和3年8月から空家等実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ、本日、空家等対策計画の改訂版をお示しするものでございます。

引き続きまして、尾鷲市空家等対策計画の改訂について御説明させていただきます。

別冊の尾鷲市空家等対策計画の改訂版を御覧ください。

○南委員長 送ってくれる。

○湯浅市民サービス課長 本計画の改訂につきましては、昨年度に実施いたしました空家等実態調査の結果を反映させたもので、今月10日に開催いたしました尾鷲市空家等審議会にお示しし、既に御承認いただいた内容のものとなっております。

空家等実態調査では、外観目視や実踏調査による現況確認を行い、空き家と思われる物件の把握とともに、各空き家の不良度判定を行った結果、空き家率が市全体で11%、また、不良度判定において最も不良度が高いと判断したD判定が81件に上ることが分かっております。

また、空き家と判断した物件所有者に対してのアンケート調査の中で、解体費用の補助を望まれる声を多くいただき、本市といたしましても、支援制度の検討を重ねていくことについて計画に追記したものでございます。

改訂内容の詳細につきましては、担当係長から御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○塩崎市民サービス課係長 それでは、尾鷲市空家等対策計画の改訂について御

説明申し上げます。

課長から御説明申し上げましたとおり、昨年度実施いたしました空家等実態調査の結果を受けて、空家等対策計画の改訂を行った修正部分につきまして御説明申し上げます。

なお、改訂部分以外につきましては、令和2年2月の行政常任委員会におきまして既に御報告させていただきました部分となりますので、説明を割愛させていただきます。

それでは、改訂版計画書の7ページを御覧ください。

○南委員長　　お願いします。

○塩崎市民サービス課係長　　第4章、空き家等の調査に関する事項につきましては、昨年度行いました空家等実態調査の結果として、不良度判定調査とアンケート調査の内容を記載しております。

2の調査内容ですが、本調査は、市内全域を対象として実踏調査、現況確認を行い、これにより取得した空き家等と思われる物件について、老朽度の確認及び画像を取得し、その結果をデータベース化したものでございます。

また、空き家情報と突合した該当物件の所有者に対しましてアンケート調査を行い、調査結果を収集、整理し、分析を行いました。

空き家の判定基準といたしましては、国が作成した調査手引に基づきまして、郵便受けが使われた様子がないことなど、生活実態がないと思われる6項目の状況を外観目視により確認し、空き家と判定しております。

次ページの3、現地調査結果を御覧ください。

調査は、令和3年10月27日から11月19日の期間におきまして、尾鷲市全域を対象として実施しております。

調査件数につきましては、調査会社が所有するデータベースから、以前より空き家と思われていたもののうち、使用実績があったものなどを除いた1,003件を対象としております。

次に、その下段から10ページにかけて、一覧表で市内の各地区の空き家数と空き家率等を示しております。

10ページ、表中の最下段にございます合計欄を御覧ください。

市内で世帯数は9,142件あり、そのうち1,003件が空き家と判定され、本市の空き家率は11%に上がることが分かっております。

10ページ下段から11ページにおきましては、不良度判定調査の基準として、

門扉の状況や擁壁、屋根、外壁材、建物の傾きなどから不良度を点数化し、その合計点数別にAからDの4段階でランクを分類する方法により判定を行っております。

12ページを御覧ください。

上段の円グラフは、AからD判定の不良度ランク別の件数とその割合、下段の帯グラフは地区別の結果を示しております。

上段、円グラフの市全体の不良度ランク別空き家割合では、損傷もなく管理に問題がないと判断したAが338件、34%、一部に損傷等が見られ小規模な修繕が必要なBが349件、35%、主体構造部以外に損傷があるが複数箇所に損傷が見られ、中規模から大規模な修繕が必要となるCが235件、23%、主体構造部以外に著しい損傷があるが複数箇所に損傷が見られ、大規模な修繕や除却が必要なDが81件、8%という結果となっております。

14ページから16ページは、各地区におけるランク別の空き家件数を示した表を掲載しております。

続きまして、アンケート調査について御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

②アンケートの実施状況についてですが、調査は、調査会社のデータベース上で空き家と推計していた1,214件のうち、住所情報が不明なものを除いた867件に対しましてアンケート調査票を郵送しております。そこから宛てどころ不明の返送分を除いた768件に対しまして、回収率56.1%の431件から回答をいただいております。

次ページを御覧ください。

18ページ以降は、設問ごとの調査結果を記載しております。

各設問は、所有者状況や建物の使用状況、その建物が現状に至った経緯や管理状態、修繕履歴などについての調査を記載しております。詳細につきましては、後ほど御覧ください。

35ページを御覧ください。

5、空き家等の課題の整理では、各調査結果の要約を記載しております。

概略といたしましては、空き家所有者の約8割が60歳以上であり、居住などに使用されていないものが大半であること、親子で住んでいたが子の世代が別居した後、親世代が高齢化し空き家となった建物が多くなっており、今後もその状況が継続しそうな建物が多いこと、空き家の活用については関心が高いものの、リフォームに係る費用負担が困難と感じている方が多いことなどといったことがアンケート

結果から示されました。また、自由意見では、解体費用の助成を望む声が多くありました。

続きまして、次章、37ページを御覧ください。

この章では、実態調査を踏まえ、本市の空き家対策方針を記載しております。

次ページを御覧ください。

4の空き家の対策費用に対する総合的な支援制度の創設に向けた検討と、下段、5の空き家全般への対処の方針について追記を行っております。

内容といたしましては、アンケート調査から、空き家は所有者自身が適切に管理する必要があることについて一定の理解が示されましたが、除却費用への助成を望む意見が多く見られたことから、費用が捻出できず除却に踏み込めないと考えている所有者が相当数存在するものと考えられます。

これを受けまして、本市では、制度を導入している先進事例を調査しながら、全庁的に協議し、除却費用や改修費用について助成する制度の創設について検討を行ってまいります。

また、進んで除却を行った所有者に対しまして、除却後の土地に係る固定資産税等の住宅用地特例の延長や継続についての検討も行い、空き家対策への総合的な支援制度の創設に向けて検討を行っていくほか、制度が創設された場合は、所有者への管理指導を行う際などに積極的に啓発を行っていく旨を記載しております。

簡単な説明ではございますが、以上が空き家計画の変更点の概要となります。

○南委員長　引き続きスケジュールのほう。

○湯浅市民サービス課長　説明のほうを続けて行かせていただきます。

それでは、空家等対策スケジュールについて御説明申し上げます。

委員会資料の2ページを御覧いただきたいんですけども。

今回の資料といたしましては、先ほど、空き家計画の中で御説明させていただきました不良度判定の調査におきまして、最も不良度が高いとされるD判定の物件で、通行量が多く保安上危険性が高いほか、市民の皆様から特に問合せの多い9町内の空き家につきまして、略式代執行による特定空家の解体までのスケジュールを項目ごとにまとめたものでございます。

対象の空き家は、所有者調査を行った結果、相続人全てが相続放棄している物件であり、所有者が存在しないことから、略式代執行による解体など行政の関与が必要な物件であると考えております。

まず、1番の特定空家詳細調査につきましては、特定空家の認定に係る調査とし

て、7月から約1か月の調査期間を設けて実施してまいりたいと考えております。

この調査を受けまして、調査内容を書面等にて空家等審議会の委員の皆様にお示しし、御意見を伺った上で特定空家に認定するかを決定させていただきたいと考えております。

続きまして、3の指導、勧告、命令では、特定空家に認定された場合、本来、これらの行政手続が必要となりますけれども、対象の物件につきましては、相続放棄により所有者を確知できない物件であることから、これらの行政手続を省略することが可能となります。

4の特定空家の解体に係る設計・積算につきましては、特定空家に認定された物件の除却費用を算出するための設計、積算を実施するものでございます。

積算した除却費用につきましては、5の国庫補助による支援を受けるため、11月頃の事業本要望に上げてまいりたいと考えております。

なお、当該補助事業では、国土交通省の空き家等対策総合支援事業により、除却費用の5分の2の補助を受けることが可能となっております。

当該補助金の交付申請等を令和5年度に行い、補助交付の条件が整い次第、早期に6の略式代執行による特定空家の解体を実施してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、空家等対策スケジュールについての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

空き家対策に関わる事業計画とスケジュール、それと改訂版の説明をいただきました。

特に、御質疑のある方は御発言を願いたいわけなんですけれども、先ほどの資料の中で、空き家数が1,003件、全体の11%と報告されておりますけれども、実際の空き家の数で言うたら、何ページだったですか、3,000弱あるということで、いま一度、そこら辺の定義だけもう一度説明をしていただいた上で審査の時間を取りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。空き家の3,000件の実際のあれと、1,300件の指定ということの定義だけ。

○湯浅市民サービス課長 5ページなんですけれども、改訂版の5ページを御覧いただきたいんですけれども。

ちょっと通知させていただきます。

平成30年の住宅土地統計調査では、3,130件の空き家があるというふうに推移されているんですけれども、我々が空き家の判定調査を行った結果、次、7ペ

ージの中段辺りになるんですけども、空き家の判定についてという（１）の部分があると思うんですけど、その中で、郵便受けにチラシやダイレクトメールが大量にたまっているとか、窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がないなど、こういう家の状況を差し引いていきますと、結果、残ったのが１，００３件、完全に、全く手が入っていない空き家が１，００３件であったという数字でございます。

ですから、２，０００件ぐらいにつきましては、１週間に１回誰かが家に入って風を通していただとか、そういう誰かの何かしら手が入っていたのが２，０００件近くあったという感じで捉えています。

○南委員長　それでは、審査のほうへ入りたいと思います。

審査や質疑、ある方は御発言を。

○小川委員　１点だけいいですか。

D判定のところは８１件ですか、あったと思うんですが、その８１件の中で所有者が分かっているというのは何％ぐらいあるんですか。

○湯浅市民サービス課長　８１件のうち、所有者等が判明している建物については、２９件は判明しております。それは、アンケートの中で、２９件の方はD判定のうち返送していただいているので、その方たちは分かっているんですけども、あとの５２件ですか、これは今後調査していかなければいけないかなというふうに考えております。

○小川委員　残りの所有者の分からないところというの、相続放棄してでも責任は残るということで、税金を払っていなくても責任だけ残るんですよね。それをどのようにして調査、これからされていくんですか。

○湯浅市民サービス課長　取りあえず、うちのほうがアンケート等を送付させていただくのに、税情報のほうから情報をいただいて、その方たちにコンタクトは取っているんですけども、その方たちが相続放棄しているどうのこうのというのは今後調べていかなければいけないんですけども、当たることはできると思うので、そこから、もうとにかく追って追って調べていくしかないと思うんです、亡くなられている方も多数みえると思いますので。その辺はもうしらみ潰しに当たっていくしかないというところですね。

○小川委員　もう一点。

それと、登記とか今は義務化になっていないんですけども、何か国のほうでは今後、義務化になってくるような話があったんですが、その情報はないですか。

○湯浅市民サービス課長　その辺は聞いておりますけれども、その辺もちょっと

調べていってうちのほうでやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○南委員長 他にございませぬか。

○中村委員 質問というより提案なんですけれども、きつとこのD判定に向かうであろうA、B、C判定というのも多数あって、それは移行していくと思うんですけれども、そのときに……。

すみませぬ、事務局、アップしていただけますか。

あのね、尾鷲の、今出していただいたのは、これ、紀北町が固定資産税のお知らせと一緒に、カラーで両面印刷でこういうのを配布しているんです。ほんで、3枚目の空き家などを所有というちっちゃな紙は、尾鷲市のほうの固定資産税の2枚目にこういうのが1枚ちらっと載っているんですけれども、私もこれ、見忘れていたというのか、ここに入っているのを知らんかって、尾鷲市は皆様のお知らせはないんですかって聞いたら、いや、ここに書いていますって言っていただいたんですけれども、D判定に行くまでに、今後もし助成金とかで除却の助成をするに当たってのいろいろなお知らせを、こういうカラーで、今こういうのがありますよとか、空き家バンクに登録されてはどうですかみたいなのを来年度から入れていただけたらちょっとはましになるのと違うのかなと思う提案です。

○湯浅市民サービス課長 先ほど、私の説明のほうからちらっと触れさせていたいただいたんですけれども、中村レイ委員の提案は非常に有効的というふうに私どもも捉えております、今、御説明させて出していただいで。

我々としても、今から全庁的に、言うたら補助の制度であったり、いろいろな制度を創設していきたいなと考へておる段階で、今、これ、紀北町のチラシの件もその中で有効な手段だと思ひますので、その点も含めて様々な観点から全庁的に協議させていただきますと思ひますので、貴重な意見ありがとうございます。

○中村委員 それと、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、第7条のところ協議会というのがある、ただ、尾鷲市の条例は、協議会ではなく審議会というのが入っているんですけれども、尾鷲市の条例の53ページの一番下の調査などというところに……。

出ますか。参考資料の53ページ、お願ひできますか。

尾鷲市空家等の条例なんですけれども、その一番下のところに、調査などは、市民から、次のページ、情報の提供があったときはと書かれているんですよ。条例にこういうことが書かれていると、全ての情報というのか苦情が市民サービス課に行ってしまうような条例の書かれ方がされているので、この条例は、できたら協議

会をつくって、協議会のほうで全体的な流れというのかを決めていった後、審議会にかけるというふうな形にせえへんかったら、今後市民サービス課にばかり言うた者勝ちみたいに苦情が入ってくるのと違うかなというところに、非常にこの条例に対する危惧がありまして、この条例を少し変えていかれる、協議会も、まちづくり協議会みたいな大きなところで協議していくみたいな方法を考えられたらどうかと思うんですけれども、この件に関してはどうでしょうか。

○湯浅市民サービス課長　ありがとうございます。

この尾鷲市の空家等の、言うたら審議会の件なんですけれども、これ、恐らくつくったときに専門的な見地からという、空き家のみのことを考えた条例等をつくっていると思うんですけれども、今、中村委員おっしゃられたような、例えば、まちづくり協議会で組織して、そちらのほうでいろいろやっていけばいいんじゃないかというような御意見だと思うんですけれども、それも含めて、全庁的にやっぱり協議していかんと、我々のところだけでお答えするわけにはいきませんので、それも含めた上で様々話し合っていきたいと思っております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○西川委員　ちょっとお伺いしますけど、25ページの間9、アンケートの、その中にちょっと気になったのが、どうしたらよいか分からないという方が59、かなりいますよね。それ、どういうふうな、今後指導していかれますか。どうしていか分からない人に対して。

○湯浅市民サービス課長　先ほど中村委員から御提案いただいたチラシのほうを前向きに検討していきたいというところも一つあります。それから、我々としては、連絡先というのを持っているところもありますので、そういうところでコンタクトなり文書のほうを送付したり、何らかのコンタクトを取りながら進めていきたいなと考えております。

○西川委員　熱意がよく伝わって、頑張っているなと思っておりますけど。

一つ最後に、最後のところで特定空家に対する措置のフロー図。

○南委員長　スケジュールですね。

○西川委員　これ、現在、今頑張っていると思うんですけど、どの程度のフローの位置なんですか。

○湯浅市民サービス課長　すみません、改訂版の58ページになるんですけれども……。

○南委員長 中断します。

5分ありますので、5分ほど休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時36分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

また、11時になりましたら中断をいたしますので、よろしくお願いします。

○湯浅市民サービス課長 先ほどの西川委員の質問についてお答えさせていただきましても、58ページのフロー図があると思うんですけども、今の段階は、3段目、情報提供助言というところが今の段階です。

それで、次の特定空家の基準に該当するかどうか判断というところが、今度審議会で判断するところになってくるんですけども、ここは、また6月の第2回定例会のほうで、特定空家になり得る建物なのかどうなのかというところを判断するのに、少額ですけども調査手数料を上げさせていただきたいなというふうに考えておりますので、またその際は御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

○南委員長 西川委員、よろしいですか。

○西川委員 大変頑張ってくれておるみたいなんですけど、できたら全てがクリティカルパスだもんで、なるべくクリティカルパスが出ないように短く短縮できて、一つでも早く実績をつくってください。お願いします。

○南委員長 他にございませんか。

○中里委員 今後の調査した結果、どうしていくかというところが、今、これを見たところ、空き家バンクを活用していくというのが一番印象に受けたんですけど、この空き家バンク、見てみると、今載っているのが10件ぐらいだと思うんですけど、調査した中で1,214件の今、空き家があるということで、この中で空き家バンクに載せられるのってどのぐらいの件数があるんですか。

○湯浅市民サービス課長 中里委員の質問なんですけれども、実際、空き家バンクに登録できるような空き家が何件なのかどうなのかというところは、正直言って把握できません。というのは、我々が重視しているところは、一番重視しているのはD判定の81件の部分であって、空き家バンクに登録できるような家というのは、恐らくAとかBとかCの部類に入ってくる空き家を、例えば改装してお貸ししたいとか、売りたいとかというふうな話になってくると思うんですけども、我々は、

あくまで空き家を除却したり、危険ですよというのを所有者に促しながら、何とかそれを解決していこうというほうの立場なので、なかなかそれは今のところ把握できませんね、うちのほうでは。すみません。

○南委員長　今の1,300件の、質問で、空き家バンクの登録は把握していないということなんですけれども、全体で言ったら三千数百件ある中でございますので、恐らく今、課長が言われたように、1,300件の中である程度は登録されておる件数もあると思いますね。また、ぜひともどこかとの調整をしていただいて、分かり次第報告していただければと思いますので。

○湯浅市民サービス課長　今、ふと思ったんですけれども、先ほど中村委員のほうから言われたチラシの中で、中里委員からも御意見いただきましたので、それらも御案内していけないかということも中のほうで検討させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○南委員長　今も言ったように、空き家バンクへ登録されておる件数、もし分かれば報告を、後ほどでもいいですから、後日でもお願いをいたしたいと思えます。ある程度は分かるでしょう。

○小川委員　空き家バンクのほうは政策調整課のほうじゃないかな。

○南委員長　そうやな。

○湯浅市民サービス課長　パッチングのほうがなかなか難しいかなというふうな気はしています。一回調べてみましょうか。

○南委員長　十分検討していただいて、分かったらお願いを……。

○湯浅市民サービス課長　一回調べて、分かる限りの報告はさせていただきますので。

○南委員長　できる限りの報告をお願いいたします。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、また次回の定例会のほうで特定空家にする調査費用を上げていただくということでございますので、速やかな対応をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

ここで、その他のほうの事項に入らせていただきますので……。

ありがとうございました。

商工観光課のほうに入室をしていただきました。

その他の報告として、皆様御存じのように、夢古道おわせの指定管理者の指定についての報告があるそうでございますので、商工観光課長より報告をお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

御報告のほうを申し上げさせていただきます。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設夢古道おわせの指定管理者の選定に係る御報告のほうをさせていただきます。

先月の8日、行政常任委員会におきまして、指定管理者の選定に向けたスケジュールを御報告させていただいた後に、4月14日から28日までの間、指定管理者のほうの募集をさせていただきました。

募集期間中におきまして、指定管理の指定に向け、申請することの条件でございます施設の現地説明会においては、3社の応募をいただいております。

4月22日に施設の現地説明会を開催させていただきました。施設の概要、これまでの施設の活用事例、来館者数などの説明と施設見学を実施させていただきました。この施設の現地説明会を経まして、指定管理者の指定に係る申請はそのうちの1社でございました。

今月の11日でございますが、申請のほうがございました事業者に対しましてプロポーザルを実施しまして、結果、株式会社熊野古道おわせ、この事業者のほうを選定させていただいたことを御報告申し上げます。

今後につきましてでございますが、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての議案のほうの上程をさせていただきたく準備を進めているところでございますので、皆様よろしくお願ひ申し上げます。

御報告のほうは以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

今の課長のほうから、夢古道おわせの指定管理のほうの決定の報告がございましたけれども、明日から議運のほうで夢古道おわせの指定管理のほうについての審査がまた上程されて、臨時会のほうでされているということでございますので、今回、当委員会としては、明日のことなので、事前審査になる恐れが十分ありますので、資料の提供は求めなかったことを御理解賜った上で、もし御質疑があれば、若干の時間は取りたいと思いますので、意見のある方はよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○小川委員 事前審査にならない程度でよろしいんですけども、なるかならん

かで判断していただいて、事前審査と思ったら答えなくてもいいですけれども。

今後のスケジュールなんですけど、いつぐらいから始められるんですか。

○森本商工観光課長 議案のほうの指定管理に関しましての議決を経ましてから本協定のほうを結ばさせていただきます。現在、選定させていただきました株式会社熊野古道おわせと仮協定のほうを結んでいる状況でございますが、議決をいただきましたら本協定を結ばさせていただいた上で、早急に開館できるような形でお願いしているところでございます。

ただ、議決をいただいてからすぐに本協定のほうを結ばさせていただきたいと思っておるんですけれども、いろいろな、ちょっと準備がございますので、その点を事業者様とお話ししながらということになると思います。できるだけ早い時期にさせていただきますというふうに思っております。

○南委員長 他に。

○中村委員 これって改善計画は出ているんですよね。

○森本商工観光課長 監査のほうにおきまして指摘事項がございました。そちらのほうにもしっかりと回答をいただいております、プロポーザルの中においても、御質問をさせていただいた上で、問題になった点につきまして改善していただける、特に組織体制等も踏まえて改善していただいているというふうに確認いたしました。

○中村委員 改善計画書は提出済みですか。

○森本商工観光課長 改善計画書というものでございますが、それに計画書とは明記されていませんけれども、それに当たるものをしっかりといただいているというふうに認識しておりますし、御説明のほうもいただきました。

○中村委員 市は、同社に改善計画書の提出を求めているって新聞に書かれていて、私たちはそう理解しているんですけれども、改善計画書を市は求められましたか。

○森本商工観光課長 改善していただけるものというふうにも捉えておまして、計画自体もどういうふうに改善していただくかをきちっと御説明のほういただきました。

○中村委員 説明と計画書は全く違うもので、改善計画書というのは明文化された文書ですので、文書でもらわない限り口頭の説明は改善計画書ではありませんけれども、どういう認識でおられますか。

○森本商工観光課長 こちらのほうの指定管理者の監査に関する部分で、きちっと回答のほうをいただいておりますので、計画は出たものというふうに捉えており

ます。

○南委員長 中村委員の言うことは十分分かりますので、臨時会のほうでいろんな、当然議案として上がってくる以上、資料の提出は委員会としても求めたいと思いますので。

○中村委員 いえ、違うんですよ。違う違う違う。

改善計画書をあした出していただけるんです。見たいんです。見たいから、書類として提出が求めていると書いてある以上、本会議までに私たちが目を通していないので、措置に対する回答じゃなくて、ちゃんとした改善計画書というのを見せていただきたい。

○南委員長 課長、どうですか。求めた資料でございますので、当然形をもって議会上程のときに提案をしていただくのが、開示するのが僕は筋じゃないかなと思いますので。

そういったことも踏まえまして、これ、終わってから正副委員長の打合せがございますので、そのとき必ず要求はさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

○中村委員 見せてください。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時50分 閉会)